

「桜を見る会」に関する決裁に関する質問主意書

提出者  
櫻井  
周

「桜を見る会」に関する決裁に関する質問主意書

「桜を見る会」の趣旨は、各界で功績があった人や功労者などを幅広く招待し、慰労するためであるが、第二次安倍政権以降での実施においては、「功績があった人」や「功労者」であったかが不明な者も参加していることが明らかとなった。すなわち、税金の目的外使用の疑いがある。そこで、以下について質問する。

一 内閣府および内閣官房以外の各省庁からの「功績があった人」や「功労者」としての推薦について、各省庁において決裁しているのか。決裁している場合、決裁者は誰か。

二 内閣府および内閣官房において「功績があった人」や「功労者」としての推薦について、内閣府及び内閣官房において決裁しているのか。決裁している場合、決裁者は誰か。

三 「桜を見る会」の招待者について、令和元年十一月二十日の衆議院内閣委員会における菅官房長官の答弁にある「自民党関係者の推薦」の六千人程度と「総理から約千人程度、副総理、官房長官、官房副長官から約千人程度」は、内閣府または内閣官房において決裁しているのか。決裁している場合、決裁者は誰か。

右質問する。